



文

いわき基署発 0127 第 2 号  
令和 3 年 1 月 27 日

各災害防止団体等の長 殿

いわき労働基準監督署長



### 死亡労働災害等防止対策の徹底強化について（要請）

労働基準行政の運営及び労働災害の防止につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当署管内の令和 2 年 1 月から 12 月までの休業 4 日以上の労働災害（速報値）は、347 件発生し、昨年同期比で 34 件 10.9% 増加し、死亡災害も 5 件発生し令和元年の 4 件を超える状況となりました。

特に昨年末から今年始にかけて、死亡災害が 12 月に 2 件、1 月に 1 件発生し、一度に 3 人以上被災する重大災害も、交通事故によるものが 2 件、1 月には CO 中毒によるものが 1 件発生するなど、非常に憂慮すべき状況となっています。

当署において災害調査を実施した結果、災害発生要因として、①作業開始前に当該作業の危険・有害要因（リスク）が十分に洗い出されていない、②発注者や元請け事業場が把握している重篤なリスクが、協力会社（作業者）に周知されずリスクが共有されていないこと等から、潜在する重篤なリスクに対して労働災害防止措置が講じられないまま作業を行い災害に至るという事例が多数認められました。

以上のことから、当署において、令和 3 年 1 月から 3 月末までを「死亡労働災害等防止対策の徹底強化」期間とし、下記の取組みの徹底強化を推進することといたしました。

については、貴会におかれましては、死亡労働災害等を防止するため、会員事業場等に対して、同期間中の下記の事項について、周知していただきますようお願ひいたします。

記

徹底強化期間 令和 3 年 1 月から 3 月末まで

期間中に徹底強化する取組み

1 危険予知活動の強化

## 機密性2 可用性2 完全性2

- (1) 当日行う作業の危険・有害要因を洗い出し、その危険・有害情報を発注者及び元請け事業場並びに協力会社（作業者）で共有してください。
- (2) 特に死亡災害等に直結する、墜落・転落、挟まれ巻き込まれ、化学物質等による中毒などのリスクについては、重点的に洗い出しを行ってください。
- (3) リスクの洗い出しへ、「危険のポイント～なので～して～になる」と具体的に挙げてください。

## 2 元請け事業場の責任者、現場の安全衛生責任者の実施事項

- (1) 現場で記載したKYボード等を必ず確認し、上記のリスクが記載されているか確認してください。
- (2) 記載されているリスクに対して、災害防止措置を講じ、作業者に徹底させてください。
- (3) 作業者が当該リスクを正しく認識し、災害防止措置が作業中に実施されていることを確認してください。

## 3 その他の安全衛生管理対策

- (1) 通勤時や業務等で自動車を運転する作業者に対して、交通安全教育（特に冬期間の事故防止）を行ってください。
- (2) 労働災害には該当しませんが、作業者が作業中に私病により死亡する事象も多数発生しています。健康診断を実施して「就労可」であるか確認してください。「要精検」「要治療」などの労働者に対して再検査等の受診を勧奨するなど事後措置を実施してください。

# 死亡労働災害等防止対策の徹底強化！！

いわき労働基準監督署

## 徹底強化期間 令和3年1月から令和3年3月末まで

当署管内では令和2年1月から12月までの労働災害が昨年同期比で10.9%増加し、死亡災害も5件発生し、昨年の4件を超える状況となっています。

死亡災害は昨年12月末から今年1月で3件発生しています。

当署において実施した災害調査の結果、災害の発生要因として、①作業の危険・有害要因（リスク）が十分に洗い出されていない、②発注者及び元請け事業場並びに協力会社（作業者）の間でリスクが共有されず、潜在するリスクに対して労働災害防止措置が講じられないまま作業を行い災害に至るという事例が多数認められました。

死亡労働災害等を防止するため、期間中の下記の取組みの徹底強化をお願いします。

### 期間中に徹底強化する取組み

#### 危険予知活動の強化

- ・ 当日行う作業の危険・有害要因（リスク）を洗い出し、そのリスク情報を発注者及び元請け事業場並びに協力会社（作業者）で共有してください。
- ・ 特に死亡災害等に直結する、墜落・転落、挟まれ巻き込まれ、化学物質等による中毒などのリスクについては、重点的に洗い出しを行ってください。
- ・ リスクの洗い出しへ、「危険のポイント～なので～して～になる」と具体的に挙げてください。

#### 元請け事業場の責任者、現場の安全衛生責任者の実施事項

- ・ 現場で記載したKYボード等を必ず確認し、上記のリスクが記載されているか確認してください。
- ・ 記載されているリスクに対して、災害防止措置を講じ、作業者に徹底させてください。
- ・ 作業者が当該リスクを正しく認識し、災害防止措置が作業中に実施されていることを確認してください。

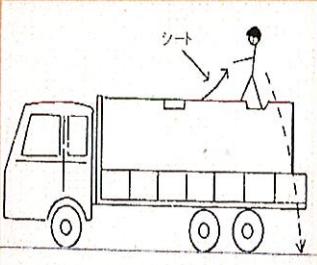
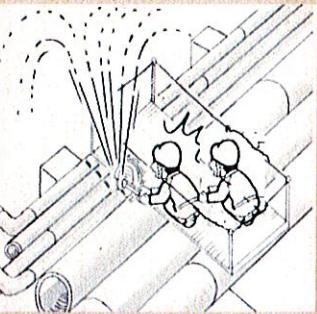
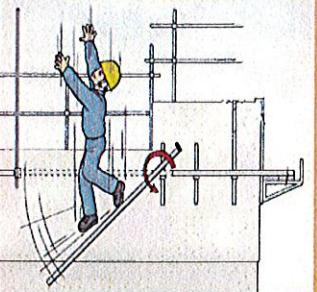
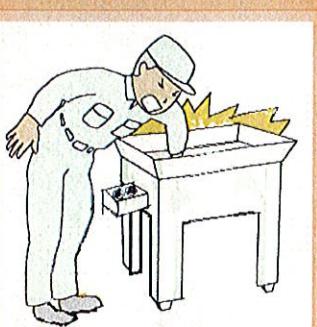
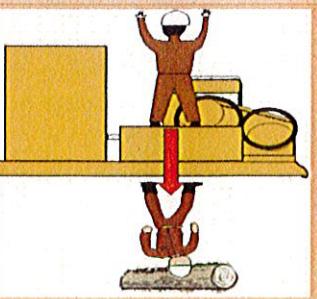
#### その他の安全衛生管理対策

- ・ 通勤時や業務等で自動車を運転する作業者に対して、交通安全教育（特に冬期間の事故防止）を行ってください。
- ・ 労働災害には該当しませんが、作業者が作業中に私病により死亡する事象も多発しています。健康診断を実施して「就労可」であるか確認してください。  
「要精検」「要治療」などの労働者に対して再検査等の受診を勧奨するなど事後措置を実施してください。

# 死亡等災害事例

発生年月	業種	災害発生状況	原因と対策	略図（参考図） 出典図：職場の安全サイト	被災程度
令和2年4月	建設業	客先工場内のベルトコンベア修繕工事において、被災者が単管足場の作業床で作業を行っていたところ、作業床の隣で回転していた製造機械の一部に着用していた安全帯ランヤードが引っ掛けられ、回転に巻き込まれた。	作業場所の危険有害要因の洗い出しとリスクに対する安全対策が十分に講じられていないかった。 挟まれ巻き込まれるリスクがある場合は機械を止めて作業を行うこと。		死亡
令和2年4月	製造業	工場内の屋根の上からスレートを踏み抜いて廃タイヤとともに約6m下の床に墜落した。	墜落防止措置を講じないままスレート屋根に上がった。 歩み板を設け、防網を設置すること。		死亡
令和2年4月	建設業	家屋等の解体工事現場で、被災者が解体用機械の後方を通り抜けようとした際に、後退してきた解体用機械のキャタピラと花壇腰壁に左大腿部を挟まれた。	誘導員の配置が無く、立入禁止柵の設置等、接触防止措置が徹底されていない。 作業計画を書面化し、作業員に周知を図ること。立入禁止を徹底すること。		休業2か月
令和2年5月	製造業	ボイラーの定期自主検査中にウインチで部材を吊り上げていたところ、ワイヤーロープが破断し、つり荷が落下した。	ワイヤーロープが工場鉄骨架台と干渉していたため摩耗により破断した。 シーブを介する等、ワイヤーロープの干渉を防止すること。径の減少等を認めたときは適宜交換すること。		被災者なし
令和2年6月	清掃業	アンモニア類貯蔵タンク内部の残渣除去作業で、タンク内で固形化した残渣を破碎して排出する作業を行った作業者4名全員が、皮膚に化学熱傷を負った。	残渣（化学物質）のリスクが共有化されていない。保護具が不十分であった。 リスクを共有化し、適切な保護具を着用すること。		重大災害(4名被災)

# 死亡等災害事例

発生年月	業種	災害発生状況	原因・対策	略図（参考図） 出典図：職場の安全サイト	被災程度
令和2年8月	小売業	被災者はトラック荷台のシートを掛け終わり、地上でゴムバンドを止めようと、荷の上を移動したときに、滑って約4mの高さから墜落した。	被災者はヘルメット未着用、サンダル履きで親綱の設置等が無く安全帯未着用であった。 墜落・転落用ヘルメットを被ること。耐滑用安全靴を履くこと。親綱等を張り、安全帯を着用すること。		休業2か月
令和2年8月	建設業	工場の配管工事において、工事完了後に使用した単管足場の解体作業を行っていたところ、FRP製配管が損傷し、その亀裂から塩酸ガスが噴出し労働者2名が化学熱傷等を負った。	誤ってFRP配管を損傷させたため塩酸ガスが噴き出した。 工事中は関連設備の運転を停止する。作業開始前に有害要因の共有認識を図ること。 配管等に必要な補強や養生を行うこと。		不休災害(2名被災)
令和2年9月	建設業	橋梁工事現場の橋台の仕上げ作業で、設置している足場の盛替え作業を行っていたところ、被災者が固定していない足場板に乗ったため、足場板が転位し、7m下の地面に墜落した。	墜落制止用器具（安全帯）を使用していなかった。防網を張る等の墜落防止措置を講じていなかった。 足場上では必ず墜落制止用器具（安全帯）を着用すること。		死亡
令和2年9月	製造業	工場内で板状の製品を粗碎機で粒状にする作業中、粗碎を終えた後、刃部の清掃のため治具を左手に持ち、右手でスイッチを押しながら付着した製品を除去していたところ、工具ごと左手が刃に巻き込まれた。	刃の回転を止めず清掃作業を行った。格子状の安全カバーを取り外して作業した。 機械を停止して作業を行うこと。近接式スイッチ安全カバーを設置すること。		休業2か月(障害)
令和2年10月	建設業	ケーブルクレーンの設置工事現場で、ワインチ周囲の仮設作業をワインチに上がり行っていたところ、高さ約90cmのステップから後ろ向きに転落してアンカーの丸太に後頭部をぶつけ、意識不明となった。	仮設足場や作業床を設けず、ワインチに上がり作業を行っていた。 適切な作業床、昇降設備を設置すること。		休業1か月

# 死亡等災害事例

発生年月	業種	災害発生状況	原因・対策	略図（参考図） 出典図：職場の安全サイト	被災程度
令和2年12月	建設業	ホッパー下部に堆積している微粉炭をバキュームホースで吸い出す作業中、被災者はマンホールから繩梯子を使用してホッパー内部に下りたところ、微粉炭に頭まで埋没した。	微粉炭に墜落し蟻地獄状態となった。墜落（埋没）防止措置を講じていなかった。 墜落制止用器具（安全帯）を着用すること。 作業開始前にホッパー内のリスク（埋没の危険等）を洗い出し、全員で共有すること。		死亡
令和2年12月	運送業	深夜2時ごろ、新潟県内の県道を走行中、運行経路を間違い、袋小路に侵入したため車両を後退させたところ、後部がガードレールに接触した。状況を確認するため車両から降りた際に、道路脇を流れる川に転落した。	周囲に外灯等明かりがなく、足元の状況が確認できない状態で運転席から降りた箇所が道路の際だった。 運転席から降りるときは周囲を確認し、三点支持を確保して降りること。		死亡
令和3年1月	農業	トマト栽培用ハウス内で、二酸化炭素ガス供給用のボイラーが不具合により不完全燃焼を起こし、ハウス内の一酸化炭素濃度が上昇したため、ハウス内の労働者が一酸化炭素中毒となった。	ボイラーの点検整備を行っていなかったため、不具合が発生し、不完全燃焼が起こった。 法令に基づく点検、補修を実施すること。 ハウス内の有害ガスの検知器及び警報装置を設置すること。		重大災害(5名被災)
令和3年1月	建設業	当日の作業が終了し、工事現場から事業場事務所に帰るため、社用車に乗り、夕方出発した。磐越道を走行していたところ、一般車両が横向きに停止していたため、よけきれず追突した。	停止車両があったものの前方不注意があつた。 交通労働災害防止のためのガイドラインを遵守すること。 ヘッドライトのハイビームを活用すること。		重大災害(3名被災)
令和3年1月	建設業	キルン内部に付着したクリンカの除去作業において、除去したクリンカのガラをロータリーキルン端部へ運搬する作業を行っていた被災者がロータリーキルンエンンド側にある約3m下のプールに浮かんでいたりする状態で発見された。キルンエンドから墜落したとみられる。	墜落・転落防止措置が講じられていなかった。墜落制止用器具（安全帯）を取り付けの親綱がなく、着用もしていなかった。 危険箇所を立入禁止とし、監視人を配置すること。親綱を設け、墜落制止用器具（安全帯）を着用すること。		死亡